

船舶インシデント調査報告書

平成30年1月24日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

インシデント種類	安全阻害
発生日時	平成29年9月28日 12時10分ごろ
発生場所	宮城県石巻市網地島長渡漁港 瀧波岐埼灯台から真方位338° 1,200m付近 (概位 北緯38° 15.4′ 東経141° 29.7′)
インシデントの概要	旅客船みゆうは、着岸作業中、旅客1人が舷外に転落し、安全が阻害された。
インシデント調査の経過	平成29年9月28日、主管調査官（仙台事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	旅客船 みゆう、19トン
船舶番号、船舶所有者等	243-17738宮城、網地島ライン株式会社
乗組員等に関する情報	船長、一級小型・特殊・特定 旅客
負傷者	なし
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 雨、風向 北東、風力 5、視界 良好 海象：波高 約0.2～0.3m（港内）
インシデントの経過	<p>本船は、船長及び甲板員1人が乗り組み、旅客1人を乗せ、長渡漁港への着岸作業を行っていた。</p> <p>甲板員は、右舷船尾の舷門付近で、乗降用の踏み台を設置し、岸壁から係留索をたぐり寄せ、右舷船尾のビットに係止しようとした際、叫び声が聞こえたので見たところ、同踏み台付近の舷外に取り付けられていたフェンダーに掴まっている旅客を認めた。</p> <p>船長は、旅客が舷外に転落したことに気付き、本船をすぐに岸壁から離れた。</p> <p>旅客は、下半身が海水に浸かっていたものの、船長及び甲板員により甲板上に引き揚げられ、本船の着岸後に帰宅した。</p> <p>旅客は、乗降用の踏み台から岸壁に飛び移ろうとした際、手に持っていた傘の柄が本船の手すりに引っかかり、岸壁から足を踏み外して転落したのではないかと本インシデント後に思った。</p> <p>本船は、ふだん、着岸作業が完了してから、旅客に下船の合図をしており、本インシデント時、まだ合図をしていない状況であった。</p>
分析	<p>本船は、長渡漁港への着岸作業中、旅客が、下船の合図を待たずに乗降用の踏み台から岸壁に飛び移ろうとしたことから、舷外に転落し、安全が阻害されたものと考えられる。</p> <p>旅客は、乗降用の踏み台から岸壁に飛び移ろうとした際、手に持つ</p>

	<p>ていた傘の柄が本船の手すりに引っかかり、岸壁から足を踏み外して舷外に転落した可能性があると考えられる。</p>
原因	<p>本インシデントは、本船が、長渡漁港への着岸作業中、旅客が、下船の合図を待たずに乗降用の踏み台から岸壁に飛び移ろうとしたため、舷外に転落したことにより発生したものと考えられる。</p>
参考	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 旅客は、乗組員の合図が出てから下船すること。 ・ 乗組員は、乗降の準備ができるまで乗降用の踏み台に進入禁止のロープを張るなどの措置を講じること。